

○防府市公設青果物地方卸売市場業務条例改正（案）

昭和六十三年三月二十五日

条例第十号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 市場関係事業者
  - 第1節 卸売業者（第7条—第19条）
  - 第2節 仲卸業者（第20条—第25条）
  - 第3節 買受人（第26条—第30条）
  - 第4節 関連事業者（第31条—第36条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第37条—第57条）
- 第4章 市場施設の使用（第58条—第64条）
- 第5章 監督（第65条—第67条）
- 第6章 運営審議会（第68条—第73条）
- 第7章 雑則（第74条—第82条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防府市公設青果物地方卸売市場（以下「市場」という。）を設置し、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、市場の業務、施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もつて市民生活の安定を資することを目的とする。

（業務運営の基本原則）

第2条 市長は、市場の業務運営に関し、卸売業者（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。以下同じ。）、仲卸業者（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。以

下同じ。) その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。） に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(名称及び位置)

第3条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 防府市公設青果物地方卸売市場

(2) 位置 防府市大字植松1143番地

(取扱品目)

第4条 市場で取り扱う生鮮食料品等（以下「物品」という。）は、次のとおりとする。

(1) 主たる取扱品目 野菜、果実及びこれらの加工品

(2) 従たる取扱品目 鳥卵、花き及び市長が規則で定めるその他の生鮮食料品等

2 前項に定める取扱品目について疑義があるときは、市長がこれを決定する。

(開場の期日)

第5条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日及び12月25日から同月30日までの日が日曜日に当たるときは、その日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から同月4日までの日及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場時間等)

第6条 市場の開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

期間	開場時間
4月1日から9月30日まで	午前5時30分から午後3時まで

1 0月1日から翌年の3月31日まで

午前6時から午後3時まで

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は、前項に規定する開場時間の範囲内で規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

#### (卸売業務の許可)

第7条 卸売業者として、市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しないものであるとき。
- (5) 申請者が市場の仲卸業者又は他の卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）であるとき。
- (7) 申請者が法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第2号、第3号、第5号及び前号の規定のいずれかに該当する者があるとき。

#### (卸売業者の保証金の預託)

第8条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、保

証金を市に預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(卸売業者の保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、200万円以上300万円以下の金額の範囲内で規則で定める。

(卸売業者の保証金の追加預託)

第10条 卸売業者は、保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長が指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(卸売業者の保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠つたときは、次項に規定するところの優先して弁済を受ける権利に優先して保証金をこれに充てることができる。

- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする。

(卸売業者の保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失つた日から起算して60日を経過した後でなければ、返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第13条 市長は、卸売業者が第7条第2項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたときは、卸売業務の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第67条第1項に定める場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、第7条第1項の許可を受けた日から起算して、30日以内に第9条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく、第7条第1項の許可を受けた日から起算して、30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく、引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

3 前項の規定による許可の取消しについては、次のとおりする。

(1) 市長は、許可の取消しとなる卸売業者に対し処分の理由を通知し、当該卸売業者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(2) 市長は、許可の取消しに係る審理は公開により行わなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し等)

第14条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は、合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 第7条第2項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。

(卸売業務の相続)

第15条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に

市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 相続人が第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認をする旨又は承認をしない旨の通知を受けるまでの間は、被相続人に対してした第7条第1項の許可は、当該相続人に対してしたものとみなす。

4 第7条第2項の規定は、第1項の承認について準用する。

5 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第16条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。

(2) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。

(3) 法人にあつては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

(4) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録)

第17条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録の申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) せり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 市場において卸売業者から卸売を受ける資格を有する者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) せりを遂行するために必要な経験又は能力を有しない者であるとき。

(6) 暴力団関係者であるとき。

4 市長は、前項第5号に規定する経験又は能力の有無を認定するため、規則で定めるところにより試験を行うものとする。

(せり人の登録の取消し)

第18条 市長は、せり人が前条第3項第1号、第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当することとなつたときは、その登録を取り消すものとする。

(卸売業者の事業報告書等の提出及び閲覧)

第19条 卸売業者は、規則で定めるところにより事業報告書等を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する事業報告書等（規則で定める出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申し出があつた場合には、規則に定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させるものとする。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第20条 仲卸業者として仲卸しの業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が暴力団関係者であるとき。
- (7) 申請者が法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第2号、第3号、第5号及び前号の規定のいずれかに該当する者があるとき。

3 仲卸業者は、市場において卸売業者が行う卸売に参加させるため補助員を置こうとする場合においては、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に規定する補助員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 暴力団関係者であるとき。

(仲卸業者の保証金の預託)

第21条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市に預託しなければならない。



2 仲卸業者は、前項に規定する保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

3 卸売業者は、卸売を受けようとする仲卸業者から保証金の預託を受けることができる。

(仲卸業者の保証金の額)

第22条 前条第1項に規定する保証金の額は、第64条第1項に規定する仲卸業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額の範囲内で規則で定める。

2 第10条から第12条までの規定は、前条第1項に規定する保証金について準用する。

(仲卸業務の許可等の取消し)

第23条 市長は、仲卸業者が第20条第2項第1号、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、第67条第1項に定める場合のほか、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第20条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に第21条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第20条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

3 第13条第3項の規定は、仲卸業者の許可の取消しについて準用する。

4 市長は、仲卸業者の補助員が第20条第4項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その承認を取り消すものとする。

(仲卸業者の事業の譲渡し等)

第24条 第14条から第16条までの規定は、仲卸業者の事業の譲渡し等、業務の相続及び名称変更等の届出について準用する。

(仲卸業者の事業報告書等の提出)

第25条 仲卸業者は、規則で定めるところにより事業報告書等を作成し、市長に提出しなければならない。

第3節 買受人

(買受人等の承認)

第26条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 第20条第3項の規定は、前項の規定により市長の承認を受けた者(以下「買受人」という。)の補助員の承認について準用する。

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が、破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(4) 申請者が買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団関係者であるとき。

4 市長は、第2項に規定する補助員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(3) 暴力団関係者であるとき。

(買受人等の承認の取消し等)

第27条 市長は、買受人が前条第3項第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつ

たと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、第67条第1項に定める場合のほか、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は市場における売買取引の全部若しくは一部を制限することができる。

(1) 正当な理由がなく引き続き90日以上売買取引をしないとき。

(2) 公益を害する行為があつたと市長が認めるとき。

3 市長は、買受人の補助員が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたときは、その承認を取り消すものとする。

(買受人の名称変更等の届出)

第28条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。

(2) 業務を廃止しようとするとき。

(3) 法人にあつては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(買受人等の承認手数料)

第29条 買受人は、承認を受けた際その承認手数料として2千円を納付しなければならない。

2 買受人は、市長の承認を受けて補助員を置く場合にあつては、承認を受けた際その承認手数料として当該補助員1人につき1千円を納付しなければならない。

(買受人の保証金)

第30条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第31条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認

めるときは、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

(1) 第4条に規定する市場の取扱品目以外の食料品等の卸売の業務その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

(2) 飲食業、金融業その他市場の利用者に便益を提供するもので規則で定める業務を営む者

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者がその業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者がその業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団関係者であるとき。

(6) 申請者が法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第2号、第3号及び前号の規定のいずれかに該当する者があるとき。

(関連事業者の保証金の預託)

第32条 関連事業者（前条第1項の規定により市長の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(関連事業者の保証金の額)

第33条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第64条第1項に規定する関連事業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額の範囲内で規則で定める。

2 第10条から第12条までの規定は、前条第1項に規定する保証金について準用する。

(関連事業者の許可の取消し)

第34条 市長は、関連事業者が第31条第3項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、第67条第1項に定める場合のほか、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第31条第1項の規定による許可を受けた日から起算して30日以内に第32条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第31条第1項の規定による許可を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

(関連事業者の業務の規制等)

第35条 市長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等を行うことができる。

2 第14条から第16条までの規定は、関連事業者の事業の譲渡し等、業務の相続、及び名称変更等について準用する。

(関連事業者の事業報告書等の提出)

第36条 第25条の規定は、関連事業者の事業報告書等の提出について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第37条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第38条 市場において卸売業者が行う卸売については、規則で定めるところにより、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。）によらなければならない。

2 卸売業者は、販売方法を設定し、又は変更しようとするときは、速やかに市場内の卸売場に掲示し、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第39条 卸売業者は、売買取引の条件に関して次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 物品の引渡し方法

(4) 物品の卸売に関し、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその金額

(5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付基準を含む。）

(7) その他市長が必要と認める事項

(売買取引の単位)

第40条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、重量以外の単位によることができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る物品について、市場における卸売のための販売の

委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第45条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売)

第42条 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対し卸売を行った場合は、当該卸売の内容について市長に報告するものとする。

(市場外にある物品の卸売)

第43条 卸売業者は、市場外にある物品の卸売を行った場合は、当該卸売の内容について市長に報告するものとする。

(卸売業者以外の者からの買入の報告)

第44条 仲卸業者は、物品を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、当該販売の内容について市長に報告するものとする。

(受託契約約款)

第45条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する受託契約約款には、規則で定める事項を記載しなければならない。

3 卸売業者は、受託契約約款の記載事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

(受託物品の受領通知及び検収)

第46条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品を受領したときは、直ちにその種類、数量、等級、品質及び受領日時を文書により委託者に通知しなければならない。ただし、受領した後、遅滞なく売買仕切書を発送する場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、その種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する検査員の検査を受けることができる。この場合において、卸売業者は、検査の

結果を委託者に通知しなければならない。

- 3 卸売業者は、前項の検査を受けなければ、販売の委託を受けた物品の異状について委託者に対抗することができない。

(卸売物品の明示及び引取り)

第47条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品が明らかになるよう措置するとともに、その物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠つたと認められる場合は、仲卸業者又は買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

- 3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が前項に規定する仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は買受人に請求することができる。

(物品の品質管理)

第48条 卸売業者、買受人及びその他市場関係者は、規則で定めるところにより物品の品質管理に努めなければならない。

(代金の支払及び支払猶予の特約)

第49条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品の引渡しを受けた後、規則で定めるところにより遅滞なく買受け代金（消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。ただし、買受け代金について支払猶予の特約がある場合は、この限りでない。

- 2 卸売業者は、仲卸業者及び買受人との間に買受け代金について支払猶予の特約をしようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第50条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより市長の指定する検査員が正当な理由があると確認した場合は、この限りでない。



(売買取引の制限)

第51条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又は、せり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者又は買受人の次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受け代金の支払を怠つたとき。

(衛生上有害な物品の取引の禁止)

第52条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告及び公表)

第53条 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより市長に報告し、及び公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量等

(2) その日の品目ごとの卸売の数量及び価格等

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及びその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

2 卸売業者は、前月中に卸売をした物品について、その品目ごとの卸売価格、卸売の数量及び金額（消費税及び地方消費税を含む。）を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 市長は、卸売業者から第1項に規定する報告を受けたときは、規則に定める

ところにより次の事項について公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量等

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格（高値及び安値を含む。）

4 市長は、第1項の公表の内容が、前項の公表の内容と同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。

（委託手数料の額）

第54条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

（仕切り及び送金）

第55条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより遅滞なく売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を委託者に送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項に規定する売買仕切書に、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量（当該委託者の責めに記すべき理由により第50条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量）を正確に記載しなければならない。

（売買取引の決済の方法）

第56条 市場における売買取引の決済は、第49条、第50条、第54条及び前条に定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

（奨励金の交付）

第57条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、規則

で定めるところにより市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

- 2 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、仲卸業者及び買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

#### 第4章 市場施設の使用

##### (市場施設の使用指定)

第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して30日以内に保証金を市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に規定する保証金の額は、市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する金額とする。
- 5 第10条から第12条までの規定は、第3項に規定する保証金について準用する。

##### (用途変更、転貸等の禁止)

第59条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

##### (原状変更の禁止)

第60条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限

りでない。

(市場施設の返還)

第61条 使用者が死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格を失つたときは、相続人(業務を相続する場合を除く。)、清算人、代理人又は本人は、直ちに市場施設の返還の届出を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による相続人、清算人、代理人又は本人は、市長が指定する期間内に当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第62条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令等)

第63条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(市場施設の使用料)

第64条 市場施設の使用料は、卸売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。以下同じ。)又は販売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。以下同じ。)に係るものにあつては別表に定めるところにより算出した金額とし、面積又は時間に係るものにあつては同表に定めるところにより算出した金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額とする。

- 2 使用者が市場施設において使用する電気、電話、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、使用の指定又は許可を受けた市場施設を使用しない場合であつても、使用料を納付しなければならない。
- 4 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免するこ

とができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によつて市場施設を使用できないとき。

(2) 使用者が国又は地方公共団体であるとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

5 前各項に定めるもののほか、使用料について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 監督

### (報告及び検査)

第65条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (改善措置命令)

第66条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告し、又は命ずることができる。

### (監督処分)

第67条 市長は、卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、買受人にあつては第3号、関連事業者にあつては第4号に掲げる処分をすることができる。

(1) 第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

- (2) 第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 第26条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 第31条第1項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 2 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) せり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人と通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして不正行為をさせたとき。
- 三 その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人から不当な利益を収受したとき。
- 四 その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。
- 3 市長は、第58条第2項の規定により市場施設を使用している者（買受人を除く。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 4 卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して市長が6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者に対しても、第1項の規定を適用する。
- 5 第13条第3項の規定は、前各項に規定する取消し等の処分について準用する。

## 第6章 運営審議会

### (審議会の設置)

第68条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、市場の運営に関し必要な事項を調査審議する。

### (組織)

第69条 審議会は、委員16人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第70条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第71条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第72条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第73条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## 第7章 雑則

### (卸売業務の代行)

第74条 卸売業者は、その資格を失い、又は業務を停止され、若しくはその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつた場合において、当該卸売業者に対して販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあつた物品があるときは、その旨を委託者に通知するとともに、その種類、数量、委託者その他受託に関する事項を規則で定めるところにより遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定する物品について、自らその卸売の業務を行うものとする。

(無許可営業の禁止)

第75条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に関する指示)

第76条 市場への出入り、市場施設の使用人又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(災害時における物品の確保)

第77条 市長は、他の法令で定める場合を除き、災害の発生に際して物品を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、物品の確保について必要な指示をすることができる。

(市場秩序の保持等)

第78条 取引参加者その他の市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。



(清潔の保持)

第79条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔を保持しなければならない。

2 市長は、市場の清潔の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

第80条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

(処分による補償責任)

第81条 市場に関する法令、この条例又はこの条例に基づく規則により、市長がした処分によつて使用者が損失を受けることがあつても、市は、その補償の責めを負わない。

(規則への委任)

第82条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和2年●月●日条例第●号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、改正前の卸売市場法の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第64条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	(月額) 卸売金額の <u>1000分の2.6</u> 及び卸売場面積1平方メートルにつき <u>70円</u>
仲卸業者市場使用料	(月額) <u>条例第24条第2項の規定</u> により承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額の <u>1000分の2.6</u>

		及び仲卸売場面積一平方メートルにつき <u>460円</u>
買荷保管積込所		1平方メートルにつき 月額 <u>70円</u>
関連事	物品販売店	1平方メートルにつき 月額 <u>700円</u>
業者	食堂	1平方メートルにつき 月額 <u>260円</u>
業者事	1階部分	1平方メートルにつき 月額 <u>100円</u>
務所	2階部分	1平方メートルにつき 月額 <u>100円</u>
倉庫		1平方メートルにつき 月額 <u>80円</u>
コンテナ倉庫		1平方メートルにつき 月額 <u>80円</u>
冷蔵庫		1平方メートルにつき 月額 <u>280円</u>
加工室		1平方メートルにつき 月額 <u>380円</u>
会議室	大	1時間につき 500円
	小	1時間につき 300円
P・Rルーム		1時間につき 1,500円